

令和6年 6月21日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

川崎区

長八海運株式会社

代表取締役

ほか 4団体、432名

東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とする為の検討会等設置に関する陳情

陳 情 の 要 旨

東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とするために、釣り人の安全確保等を含め、その可能性を検討していただくとともに、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を強く要望いたします。

陳 情 の 理 由

- 1 長八海運（神奈川県知事 第1104号）及び糸丸（神奈川県知事 第1071号）は、東扇島防波堤に利用者（釣り人）を案内することを前提に、神奈川県知事から遊漁船業（渡船業）を認可されており、釣り人は長きにわたり（40年以上）、上記渡船業者を利用して東扇島防波堤で釣りを行ってきました。

長八海運の前身は昭和初期に塩浜地区にて、のり養殖や貸船業を営む傍ら、防波堤渡船を開始しました。京浜臨海地区の造成が進むと漁業権を放棄せざるを得なくなり、他事業者（つり幸、宮本）とともに京浜運河防波堤への渡船に事業の柱を移しました。その後、東扇島地区の造成が始まると京浜運河防波堤への渡船ができなくなりましたが、昭和46年に現在の東扇島防波堤が着工されると、全体の完成を待たずに東扇島防波堤への渡船を開始しました。以後、半世紀にわたり渡船を継続し、渡船を利用した東扇島防波堤での釣り

を確立し、現在に至っております。そして、その存在は多くの釣り人の間に浸透し、愛されております。

- 2 東扇島防波堤では上記2社の渡船により、年間延べ約2万人が釣りをしています。全長3.3kmに及ぶ防波堤は東京湾で最大のキャパシティを持ち、混雑がなく、足場が良いので安心して釣りができ、沖に位置して潮通しが良いため、一年を通して多種多様な魚が釣れるので市民のみならず、首都圏の釣り人の憧れの釣り場になっています。また、沖に位置し、船で渡る防波堤であるため、陸地に面した海釣り公園にはない本物の自然の中に身を置く非日常感を味わえることも人気の理由となっています。

現時点、本市及び横浜市の釣り公園は定常的にキャパ上限にあり、釣りをを行う市民を吸収できておらず、市民の多くが釣りによる野外体験や自然体験の機会、そして家族との貴重な触れ合い時間を逸するとともに、釣りによる経済効果も減少し、釣り文化や地域の衰退にもつながりかねないと強く懸念しています。

また、川崎港の釣り施設は東扇島西公園しかありません。隣接する東京港、横浜港には複数の釣り施設があることを考えると、川崎港は突出して釣り場が不足しています。東扇島防波堤を多目的使用することで釣り人のニーズに応えるだけでなく、川崎港が所在する地域における地方創生や地域観光に資することが可能です。

- 3 長八海運、糸丸では「遊漁船業の適正化に関する法律」における業務規程を遵守していることに加え、長きにわたり渡船を行ってきた経験をいかし、釣り人の安全確保、マナー向上に細心の注意を払っています。

- (1) 防波堤上でのライフジャケット（国土交通省認定品）着用を徹底しています。非着用者を発見した場合は強く指導しています。ライフジャケットの着用は海上保安庁の指導に従い、東扇島防波堤渡船直後から実施しています。
- (2) 船の乗り降り時に危険を伴うため、子どもは渡していません（中学生から保護者同伴で渡しています。）。
- (3) 出港時、帰港時に人数確認をして不明者がいないことを確認しています。
- (4) 船の乗り降り時に危険を伴うため、荷物はコンパクトにするよう指導し

ています。

(5) 天気（風）予報は、シミュレーションモデルの異なる2つ以上を参考にしています。

(6) 風向きにより海況が変わるため、出船条件を変えています。また、風向、風速で場所によって波の高さが変わるため、渡堤先を制限しています。

(7) 海上保安庁の気象現況にて現在の風速・風向を監視して天候の急変に備えています。

(8) 雨雲レーダーや雷レーダーにより天候の急変に備えています。

(9) 万が一の事故に対応できないため、単独では渡していません。

(10) 万が一の転落事故に備えて、昔から船に縄はしごを搭載しています。

(11) 万が一の事故に備えて、携帯電話を利用して防波堤の釣り人との連絡がつくようにしており、また、いつでも緊急出動できる体制を取っています。

(12) 渡船人数は一度に回収できる人数に制限しています。

(13) ごみの持ち帰りを徹底しています。

(14) 夏場の熱中症対策や冬場の防寒対応など、指導しています。

(15) イベント開催時にはゴミ袋を渡して、防波堤の清掃を依頼しています。

4 国土交通省港湾局では、「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン（平成24年3月）」及び「第2版（平成29年3月）」を策定し、国民の海洋性レクリエーションに対するニーズの高まりに対応しています。実際に船で渡る沖防波堤としては大阪湾の一部防波堤、長崎県の青方港防波堤（釣り文化振興モデル港）、港湾としては静岡県熱海港（釣り文化振興モデル港）、新潟県の新潟港（釣り文化振興モデル港）などが安全対策をした上で立入り禁止から一転、釣りが可能となっており、多くの釣り人で賑わっており、地方創生に寄与しています。

釣り文化振興モデル港は国土交通省港湾局の事業であり、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を進めるものであり、地域の関係者による地方創成・活性化を目的とした釣り文化振興の取組です。全国16港が国土交通省港湾局から指定されて成果を上げており、現在、釣り文化振興モデル港の3次募集が行われています。東扇島防波堤での釣りもそ

の流れに乗ったものとなり得ます。

5 日本国憲法第13条の幸福追求権に、内在する危険の中に身を置く意思決定権により冒険、登山、自然公物を利用してのレジャー（磯釣り、溪流釣りを含む。）は、自己責任の下に許容されています。公の営造物である防波堤での釣りは、事故発生時に国家賠償法により賠償責任が発生するため、禁止されることがありますが、公の営造物である防波堤での釣りも、自然公物を利用したの釣りと同様に自己責任の下に行い、万が一事故に遭った際にも管理者に損害賠償を請求しない意識を浸透させること又は誓約させることは不可能ではないと考えています。そのために、管理者や渡船事業者、釣り人、釣り団体等でともに協力して十分な安全対策の検討と、釣り場におけるマナーの遵守が必要と考えています。

6 「禁止」によってリスクを排除する考え方は、簡単で効果が大きく、一定の理解は得られます。半面、将来につながる貴重な機会を失うことが懸念されます。若者は釣りを通して自然に触れることにより自然の怖さを知り、自然に対して謙虚になることの重要性を知ることができます。そうした経験の場がないと、将来必要となる防災や事故防止に必要な自然の驚異に対する想像力を育むことができません。

また、釣った魚を食べることによって東京湾の自然の恵みの豊かさを知ることができます。今まで釣れていた魚が釣れなくなり、今まで釣れなかった魚が釣れることにより環境変化を肌で感じることができます。こうした経験が日本の食文化を守ろうという意識、環境保護や資源保護の意識が芽生えるきっかけになるものと確信しております。

将来の日本を担う若者のためにも、身近でこういった体験ができる「防波堤での釣り文化」を後世に残したいと考えます。

以上より、東扇島防波堤における釣りを持続的に実施可能とするために、釣り人の安全確保等を含め、その可能性を検討していただくとともに、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を強く要望いたします。